

令和7年度 幼保連携型認定こども園錦ヶ丘 重要事項説明書

2018年度から保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園の保育の基礎となる指針や要領が改訂されました。これにより、全ての幼児教育・保育施設の基本原則はほぼ同じものとなりました。学習指導要領は、小学校（2020年）、中学校（2021年）高校（2022年）にそれぞれ改訂されすべての教育課程で「主体的・対話的で深い学び」の視点から「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力など」「学びに向かう力、人間性など」3つの柱を育むこと、としています。

『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』を大切な基本とし、私ども幼保連携型認定こども園錦ヶ丘が皆様の大事なお子様をお預かりする上では、まず園と保護者様の間にこれから長い間にわたる信頼関係をつくりあげていく事が前提となります。教育・保育の提供にあたり、本園より説明すべき事項は次のとおりです。園のしおりとあわせて内容をよく確認し、コドモンで送信する同意確認アンケートに回答して下さい。質問がある場合は、アンケート回答前に園にお問い合わせください。

1. 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 吉井学園
事業者の所在地	〒892-0871 鹿児島県鹿児島市吉野町 2223 番地 4
事業者の連絡先	TEL 099-244-0006 FAX 099-243-1393
代表者氏名	理事長 堂園 文子
寄付行為の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園 錦ヶ丘 収益事業（不動産賃貸業）

2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	幼保連携型認定こども園 錦ヶ丘
所在地	〒892-0871 鹿児島県鹿児島市吉野町 2219
電話・FAX番号	TEL 099-244-0006 FAX 099-243-1393
ホームページ	https://yoshii.ed.jp/
園長氏名	後藤史江 ごとうふみえ
開設年月日	昭和36年9月1日
利用定員	190人（1号認定70人、2号認定70人、3号認定50人）
取り扱う保育事業	通常保育・一時預かり保育・延長保育・障害児保育・子育て支援
クラス編成	0歳児、1歳児 それぞれ1組 2歳児、3歳児、4歳児、5歳児 それぞれ2組 保育室内、園庭には防犯等のため見守りカメラを設置し録画しています。
敷地	敷地面積 5,667.54㎡（内園庭 2,652.53㎡）
園舎	鉄筋コンクリート造り 2階建て 延床面積 1,096㎡ 木造平屋造り 1階建て 延床面積 120.00㎡（ましゅまるはうす）

3. 施設の目的、運営方針

目的	学校法人吉井学園が設置する幼保連携型認定こども園錦ヶ丘は、3歳未満児の保育、及びその後の教育の基礎を培うものとして満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守して運営する。

4. 提供する教育・保育の内容

教育・保育内容	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）に基づき、以下の通り乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。 2 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自立の精神の芽生えを養うこと。 3 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。 4 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。 5 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創造的表現に対する興味を養うこと。 <p>また、幼児の心身の発達と認定こども園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成し、教育・保育内容及び給食並びに健康管理について、園児の年齢、発達に応じてこれを分け指導計画を立て、次にあげる教育・保育その他の便宜の提供を行う。</p> <p>(1) 特定教育・保育 教育・保育給付認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲における保育</p> <p>(2) 延長保育事業 (3) 一時預かり事業</p>
園訓	強くたくましく、型にはまらない野性味溢るゝ子どもに育てましょう
目指す園児像	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個性ある一人の人格として尊ばれる子 ○ 自己肯定感を持てる子 ○ 「学ぶ」ことは楽しいと思える子
保育の特色	<p>主体的・対話的な活動を基本姿勢に、環境を通じた保育・教育を行います。主な活動は次に掲げる通りです。</p> <p>○わらべうた ○リズム ○童具 ○戸外遊び・散歩 ○絵本 ○運動遊び ○ピオトープを活用した遊び</p>

5. 給食の提供について

給食の提供方法	自園調理
給食の提供を行う日	<ul style="list-style-type: none"> ・開園日は、基本的に給食の提供を行います。月に 1 回程度お弁当の日があります。 ・献立はこども園・姉妹園「こども園プラス」の栄養士が 1 ヶ月ごとに作成し、保護者の方に前月末に翌月の献立表を電子データで配信します。
主食について	<ul style="list-style-type: none"> ・園からほぼ無農薬米や無添加パンを提供します。長期休業中も同じです。 ・0歳児の粉ミルクについては2銘柄に限り、園から提供します。
アレルギー等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー等の配慮が必要な場合はご相談ください。できるかぎり除去食等で対応いたします。その場合は診断書添付のうえ「アレルギー疾患生活管理指導表」と、場合によっては「アレルギー除去食及びアレルギー対応依頼書」の提出が必要となります。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・集団給食施設届を保健所に提出しています。 ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理に努めています。 ・調理従事職員は毎月（月 1 回）検便を実施します。

6. 職員の職種、員数及び職務の内容 (令和7年4月1日 職員数50名予定)

	職務の内容	人数
園長	園務を総括し、所属職員を指揮監督する。	1人
副園長	園長を補佐し、質の高い認定こども園運営を担う。	1人
主幹保育教諭 主幹養護教諭	園長、副園長、副主任、各専門リーダーと共に質の高い認定こども園運営を担う。	2人程度
専門リーダー	専門性の高いリーダーとして職場のスタッフを支え、保育の質の向上のために教育・人材育成を担う。	8人程度
職務分野別 リーダー	それぞれの専門分野において、保育の質の向上のために職場スタッフに指導・教育を行う。	6人程度
保育教諭	幼児の教育・保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。	必要数
看護師	主に乳幼児の教育・保育に従事し乳幼児の健やかな成長に寄与する。	1人程度
事務職員	補助金請求、経理等の事務全般業務。	必要数
栄養士	給食業務を総括する。	2人程度
非常勤保育教諭	保育教諭を補助し、教育・保育を掌る。	必要数
調理員	給食業務に従事する。	必要数
保育補助員	保育教諭の補助業務に従事する。	必要数
園医・園薬剤師 (非常勤)	幼児の健康管理にあたる。内科医・歯科医：園児の健康診断(年2回) 薬剤師：園の環境衛生(換気、採光、照明など)の維持管理に関する指導・助言をする。	各1人

※ 職種・員数は、必要に応じ又は園児数等により変動する場合があります。

7. 保育を行う日および時間帯

① 1号認定(幼児教育のみを必要とする満3歳以上の子ども)	
開所日	月曜日から金曜日まで
開所時間	教育標準時間 10時～14時 (8時31分以降登園可)
	早朝保育時間 7時00分～8時30分
	午後保育時間 14時01分～18時
	延長預保育時間 18時01分～19時
休園日	土曜日・日曜日・祝祭日
	夏期休暇 7月19日～9月1日 冬期休暇 12月20日～1月7日
	春期休暇 3月14日～4月7日 ※長期休暇の日程は目安です。
② 2号、3号認定(保育を必要とする子ども)	
開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間	開所時間 7時～19時
	保育標準時間認定に係る保育時間 7時00分～18時
	延長保育時間 18時01分～19時
	保育短時間認定に係る保育時間 8時00分～16時
休園日	延長保育時間 17時01分～19時
	日曜・祝祭日・12月29日～1月3日 年度末の2日間(3月30・31日)
③ 未認定(一般型一時預かり事業)	
開所日	月曜日から金曜日まで
開所時間	利用可能時間 8時31分～14時
休園日	1号認定に準ずる
<ul style="list-style-type: none"> 園が定める保育を必要とする事由に該当する場合は、8時30分以前、14時以降の保育利用可能です。 土曜・長期休暇平日含む、書類等の提出が必要預かり保育料金は1号認定園児に準ずる。 	

8. 保護者の保育料負担について

保育料、給食費、実費徴収額は基本的に口座引き落としでお預かりします。

1号認定 教育標準時間 10時～14時

項目	月額料金（円）	備考
保育料	無料	・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により無料です。
特定保育料	2,000	・園庭整備費、絵本環境充実、保育者加配に充当します。
給食費	5,100	・通常保育日の給食費。土曜日・長期休業中は別途料金が発生します。 ・主食費・主食費 900円 副食費 4,200円 ・年間の1号園児開所日×給食費÷12か月で月額を算定するため、長期休暇期間や休園中も給食費を納入してください。
雑費	不定	・保育用品代、園外保育入館料、観劇料等

1号認定午後保育（平日）

項目	1回の料金（円）	備考
早朝保育 朝預かり	300 100	・7時00分～8時00分 ・8時01分～8時30分
保育料 おやつ代	400 100	・14時01分～18時00分
延長保育	300 月極 2,500	・18時01分～19時 ・月極利用の申し込みや停止は、前月25日迄です。

1号認定預かり保育（土曜・長期休暇平日）

項目	1回の料（円）	備考
早朝保育 朝預かり	300 100	・7時00分～8時00分 ・8時01分～8時30分
保育料	土曜日 800 長期休業平日 400	・8時31分～17時00分
延長 保育料	100 300	・17時01分～18時 ・18時01分～19時
給食費 おやつ代	340 100	・喫食がなかった場合は、料金は発生しません。

【鹿児島市に申請後、新2号、新3号認定を受けた園児】

- ・8時01分～8時30分、14時01分～18時の預かり保育料が無償化の対象です。
- ・ただし、上限1日450円、1ヶ月11,300円。おやつ代・早朝保育・延長保育料金は無償化の対象になりません。

年少～年長 2号保育標準時間認定 7時～18時（月～土）

項目	料金（円）	備考
保育料	無償化	・令和元年10月より幼児教育・保育の無償化により無料
特定保育料	毎月 2,000	・園庭整備費、絵本環境充実、保育者加配に充当します。
延長保育料	日割り 300 月極 2,500	・18時01分～19時 ・月極利用の申し込み、停止は、前月25日迄です。
給食費	毎月 8,500	・主食費 1,500円 ・副食費 7,000円 ・おやつ代、土曜利用料金も含まれます。
雑費	不定	・保育用品代や園外保育入館料等

3号 保育標準時間認定 7時～18時（月～土）

項目	料金 (円)	備考
保育料	応能負担	・年少少2号園児、0～2歳の3号園児は、鹿児島市が定める応能負担です。
特定保育料	毎月2,000	・園庭整備費、絵本環境充実、保育者加配に充当します。 ・2号認定を受けた、保育料無料の月から頂戴します。
延長保育料	日割り300 月極2,500	・18時01分～19時 ・日割り300円、月極2,500円 ・月極利用の申し込み、停止は、前月25日迄です。
給食費	-	・保育料に含まれます。
雑費	不定	・保育用品代・園外保育入館料等

2号・3号 保育短時間認定 8時～16時（月～土）

項目	料金 (円)	備考
早朝保育	300	・7時～8時
延長保育料	1時間ごとの料金 300	・16時01分～18時 ・18時01分～19時

一時預かり（未認定）

項目	料金 (円)	備考
保育料	30,000 20,000 (在園児のきょうだい)	・毎月、納入していただきます。 ・1号または2号認定を受けるまでの保育時間は、平日8時31分～14時です。 ・未認定の間は土曜・長期休暇の保育は利用できませんが、保育料は毎月発生します。
特定保育料	2,000	・園庭整備費、絵本環境充実、保育者加配に充当 ・1号または2号認定月から発生
給食費	5,100	・主食900円、副食4,200円です。長期休暇期間や休園中も給食費を納入してください。 ・長期休暇中に1号または2号認定になり保育を利用する場合は、それぞれの項に準じます。
<p>・園が定める保育を必要とする事由に該当する場合は、8時30分以前、14時以降の利用可能です。その際の預かり保育料金は1号認定園児に準じます。</p> <p>・月60時間以上の保護者の就労、疾病・障害、同居家族の常時介護、書類等の提出が必要です。</p>		

	項目	金額	徴収時期
実費徴収	カラー帽子	1,070円程度	購入時
	ネーム	135円程度	購入時
	ビニール巾着	130円程度	購入時
	スポーツ保険加入掛金保護者負担金 (掛金を6:4の割合で園:保護者負担)	160円程度	年1回
	オムツの定額利用制度利用料	2,500円/月	0・1・2歳児のオムツ使用児
	<p>・園外保育入館料・交通費等、その他本園の利用において通常必要とされるものに係る経費で保護者負担であることが適当と認められ、園長が定める額です。</p> <p>・価格が変動する際はこの限りではありません。</p>		

9. 利用の開始及び終了に関する事項等

利用の開始	<p>【1号認定・未認定】</p> <p>入園申込書を園に提出してください。（入園手数料は入園後1回目の保育料と一緒に頂戴します）申込人数が募集人数を超える場合については、次の順により決定します。</p> <p>① 法人の建学の精神・理念に賛同する方 ②本園職員の子 ③本園を専願する方</p>
	<p>【2号・3号認定】</p> <p>鹿児島市に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園に入園を希望する場合は、市が指定する入所申込書に必要事項を記載し鹿児島市に申し込んでください。市の入所選考で入園許可後、重要事項説明等に同意した方は園と面接、入所前健康診断の受診となります。</p> <p>鹿児島市からの利用決定通知書をもって、保育の利用開始となります。</p>
利用の終了	<p>【下記事項に該当した場合は保育の提供を終了いたします。】</p> <p>①「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。</p> <p>② 教育・保育給付認定保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。（1号認定への変更可）</p> <p>③ 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたととき。</p> <p>④ その他、利用継続について重大な支障又は、困難が生じたとき</p>

10. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

<p>本園においては、園児の安全の確保を図るため、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の基準に関する条例第21条及び認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第27条の規定により学校安全計画等を策定し実施するとともに、同法第29条第1項の規定により訓練等を行う。</p>
<p>本園は認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法及び条例の規定に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。</p>
<p>本園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに園児の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園医または園児のかかりつけ医、近隣の医療機関に連絡する等、必要な措置を講じています。</p>
<p>教育・保育の提供により事故が発生した場合は、鹿児島市および園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じています。</p>
<p>本園には AED を備え付けており、事故の状況や事故に際してとった措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し再発防止のための対策を講じています。職員も救命救急講習を受講しております。</p>
<p>園児に対する教育・保育の提供に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うようにしています。</p>
<p>本園は軽便消火器等の消火用具、非常口その他の非常災害に必要な設備を設け立地環境に応じ火災、風水害、地震、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てています。</p>
<p>本園は前項の具体的内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者にわかりやすく当該特定教育・保育施設内に掲示しています。</p>
<p>本園は非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取り組みを定期的に職員に周知しています。</p>
<p>本園は非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練のうち避難及び火災に対する訓練は少なくとも毎月一回は行っています。</p>

〈近隣の緊急連絡先〉

内科園医	ひだまりこどもクリニック	大明丘 2-22-18	099-243-0172
歯科園医	ひらはら歯科医院	吉野町 2457-1	099-246-3501
救急隊	管轄消防署 吉野分遣隊	吉野 1丁目 4-10	099-244-0119
警察署	管轄警察署 中央警察署	新屋敷町 17-26	099-222-0110

1 1. 虐待防止のための措置

本園は、園児の人権擁護及び虐待防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を行い、保健センター、鹿児島市子ども福祉課、弁護士、カウンセラーと連携をしています。

1 2. 苦情・相談の受付

受付	口頭（電話含む）・書面により受付担当者が受け付けます。 県運営適正化委員会などに直接申し出られた案件も受け付けます。
受付担当者	幼保連携型認定こども園錦ヶ丘 主幹保育教諭 水之浦望 保育教諭 山崎智美
解決責任者	幼保連携型認定こども園錦ヶ丘 園長 後藤史江
第三者委員	松本 宏明（志学館大学人間関係学部準教授） 岡本 尚也（一般社団法人グローバルアカデミー代表） 遠矢 寿子（伊佐市議）
報告	受付担当者が受け付けた苦情などを解決責任者に報告します。
解決のための措置	解決責任者は苦情の内容を確認して早急に改善対策を検討し、誠意をもって話し合い、解決に努めます。

1 3. 保険に関する事項

保険の種類	保険の内容	保険金額限度
賠償責任保険	施設管理又は職員の業務上の管理指導ミス、給食等に起因する事故の賠償	1事故 5億円
スポーツ保険	園の活動中におきたケガや食中毒など	医療費、見舞金 1,500万円等

1 4. 守秘義務及び個人情報の取り扱いに関する事項

従事するすべての職員は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持します。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

職員であった者は、退職後も引き続き前項の義務を負います。

1 5. 個人情報使用の同意とブログ発信に関する事項

名前と顔が一致しないよう十分注意し、日々の保育や給食の内容を写真つきのブログで発信しています。お子様・保護者の写真を掲載してほしくない方はお知らせください。情報流出には十分注意いたします。また、下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することがあります。

- 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- 他の保育所等に転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡を行うこと。
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行うこと。

個人情報を扱う際は、鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）に基づき以下の点に留意致します。

- 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）
（秘密保持等）

第28条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

16. その他保護者に説明すべき事項

【園の運営に関わること】

- 7時開門、19時閉門です。早朝保育は7時以降の園舎立ち入り、延長保育利用は19時まで園舎退出してください。
- 保育料の滞納が無いようにご協力ください。2か月以上滞納がある場合には利用をお断りする場合があります。期限内のお支払いが難しい場合は、早めにご相談ください。
- 1号園児の休園期間は最長2か月です。休園期間中も、年間契約の給食費、特定保育料はお納めください。
- お子様または保護者が他園児や職員の心身・尊厳を著しく傷つけるような行動がある場合には、園の利用を拒否することがあります。
- 停電などで園の固定電話が繋がらない場合には以下の電話番号で連絡をお受けします。
【090-8661-3482】
- 駐車場の事故につきましては、保護者の責任で対応をお願いします。駐車場利用の決まりは必ず守ってください。
- 重要事項説明書、園のしおりの内容は、毎年見直しを行い、変更の可能性があります。

【園での生活に関わること】

こども園は集団生活の場、その中で子どもたちがそれぞれに関わり合いながら、様々なことを経験し、興味を広げ育っていく場であることを踏まえ、以下の点をご理解ください。

- できる対策をとっても、感染症にかかることがあります。在園児の最善の利益のため、園からお迎えや欠席をお願いすることがあります。園で37.5度を超える熱が出た場合、また、全身状態が悪い場合にはお迎えのご連絡をする場合があります。
- 園の服薬は医療行為にあたります。その為、出来るだけご家庭で服薬できるよう、朝・夜の処方できないか、かかりつけ医にご相談ください。やむを得ず服薬が必要な場合は、与薬連絡表を提出してください。
- 子ども一人に保育者一人がついている状況ではありませんので、活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等を含む、関わり合いに伴う噛みつきやひっかき）、けんか等は起こります。事実はお伝えしますが、相手のお子様の名前は伝えません。
- 集団だからこそ見える姿があります。保護者にとっては嬉しいと思うことだけでなく聞きたくない、受け入れたくないと思われることがあるかもしれません。私たちは子育てのパートナーとして、その時のお子様の成長・発達の様子をお伝えし、子どものよりよい育ちにつながるように、保護者と一緒にお子様の育ちを見守ります。
- お子様をお預かりする上で重要な情報（家庭での発熱・嘔吐・下痢などの体調不良やけが、朝食を食べていない、睡眠不足、便秘、家庭の状況変化）は必ずお知らせください。
- 保護者の仕事が休みの時は、できるだけ園もお休みしてください。ただし、保護者の用事がある、体調不良などの保育を必要とする事由がある場合にはお預かりします。お子様が園生活を楽しんでいるように見えても、週6日の登園、長時間の園生活は心身に負担があります。家族で過ごす時間も大切にしてください。

【その他】

- ピアノ・英会話・プログラミング・クラシックバレエ・硬筆・バトン等の習い事はそれぞれの教室と直接契約してください。
 - 家庭での事故予防には NPO法人 Safe Kids Japan のホームページをご参照ください。鹿児島県小児救急電話相談 #8000 または 099-254-1186
- その他、園利用にあたりご理解いただきたい「園生活のきまり」は、別冊「園のしおり」に記載しております。必ず読んでください。